



【coffee break】 2013.04.02

平成 25 年 4 月 1 日以降の登録免許税の税率について

本日は、平成 25 年 4 月 1 日以降の登録免許税の税率についてのご紹介です。

前回の当メルマガ（平成 25 年 1 月 25 日付）で平成 25 年度税制改正大綱をご紹介させて頂きましたが、正式に「所得税法等の一部を改正する法律案」が、平成 25 年 3 月 29 日成立、平成 25 年 4 月 1 日施行となりました（なお、施行日については一部別段の定めがあるものもございます）。改めてご案内申し上げます。

以下、租税特別措置法を「法」と略します。

下記でご案内する条文につき、新旧対照表はこちらです（財務省 HP より）

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/183diet/st481-500.pdf

延長

土地の売買、信託（法第 72 条）

- ・土地の所有権移転登記（原因：売買） 税率 1.50%
- ・土地の所有権移転登記（原因：信託） 税率 0.30%

2 年延長

住宅用家屋証明書（法第 72 条の 2、第 73 条、第 75 条）

- ・（新築）建物の所有権保存登記 税率 0.15%
- ・（中古）建物の所有権移転登記 税率 0.30%
- ・建物の抵当権設定登記 税率 0.10%

2 年延長

TMK 及び投資法人（REIT）が取得した特定不動産（法第 8 3 条の 2）

- ・土地建物の所有権移転登記 税率 1.30%

2 年延長

新設

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする。

（登録免許税法第 4 条、別表 3）

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律により創設される特例事業者が、同法の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に一定の不動産の取得をする場合。

（法 8 3 条の 3）

- ・所有権保存登記 税率 0.30%
- ・所有権移転登記 税率 1.30%

廃止

- ・オンライン申請における特別控除（法第 8 4 条の 5）

< その他 >

登録免許税以外でも不動産取引等において影響があるものをご紹介します。

金 5 万円未満の領収書には印紙は不要

金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が 5 万円（現行 3 万円）未満のものには、印紙税を課さないこととする。

（平成 2 6 年 4 月 1 日以後に作成される受取書について適用）

不動産の譲渡に関する契約書に貼る印紙が安くなります

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、平成26年4月1日以後に作成される文書に係る税率を引き下げることとする。

(法第91条)

引き下げ後はこちらです(財務省HP、法律案要綱より引用)

http://www.kidooffice.com/01/inshizei_130401.pdf

以上です。

今後とも宜しくお願い申し上げます。